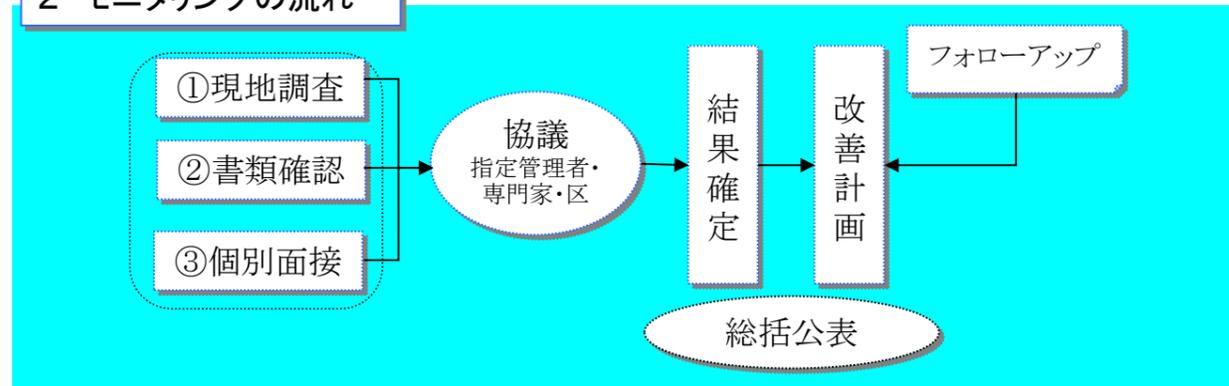


令和4年度 千代田区立スポーツセンター 労働環境モニタリング

1 労働環境モニタリングの概要

- 対象: 千代田区立スポーツセンター
- 方法: 社会保険労務士による現地確認、書類審査、規定監査、事務担当者及び雇用形態別職員の面接ヒヤリング
- 実施時期: 令和5年1月～3月

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの主な視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態
就業規則の整備や36協定をはじめ労使協定は適正か。職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、賃金の管理、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、育児・介護休業取得等の管理、社会・労働保険等手続きは適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理
外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態

- 就業規則は、適正に定められている。
- 各種労使協定の締結・届出にも問題ない。
- 一部の労働条件通知書に、有期雇用契約に必要とされる「相談窓口」についての記載がなかったが、指摘に応じ記載された。通知書の交付時期および更新手続きは適正である。
- 賃金台帳には必要な項目が記載されている。
- 労働時間管理は、勤怠管理システムで適正に行っており、時間外労働に対する割増賃金も正しく計算し支払われている。長時間労働の実態はない。
- 以上のとおり、一部対応を要する事項があったものの、全体的に適正な雇用管理がなされていると評価できる。

(2) 職員の身分の安定性

- 社会・労働保険及び社会保険の手続きは、適正に行われている。
- 有期雇用契約労働者の契約更新手続きは適正に行われている。
- 育児・介護休業規程、育児・介護休業適用除外協定に特段の不備は見当たらなかった。
- 有給休暇が年10日以上付与されている労働者には1年に5日の休暇を取得するよう促しており、残日数の管理も適正になされている。有期パートタイム労働者に対しても適正に年次有給休暇を付与している。
- 年次有給休暇の取得率は高い。
- 面接でも就労満足度が高いことが確認された。
- 以上のとおり、職員の身分の安定性は概ね良好と評価できる。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

- 職場は全体的に清潔に保たれており、特段危険な箇所も見受けられない。
- 休憩場所は広さもあり、休憩を取る環境が整っている。
- 健康診断及びストレスチェックは、法定どおり実施されており、実施後の記録の保存も適正に行われている。
- 労災事案は発生していないとの説明を受けた。
- ハラスメント事案は発生していないとの説明を受けたが、万一に備え相談窓口を周知している。
- 以上のとおり、職員の労働環境・安全衛生は良好と評価できる。

(4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理

- 外国人・障害者は雇用していない。高齢者雇用状況報告は本社で行っている。
- 以上のとおり、雇用管理については特に問題は見受けられなかった。

5 モニタリング結果の活用

- モニタリングを通じて、一部対応を要する事項について改善を図ることができた。
- 質の高いサービスを安定的に提供するためにも、適正な労働条件や良好な職場環境が維持されるよう指定管理者へ求めていく。
- モニタリングの結果は、事業者へ通知するとともに区ホームページで公表する。